

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

教育委員会

○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

教育委員会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十日

宮城県教育委員会

委員長 勅使瓦 正 樹

○宮城県教育委員会規則第十三号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表宮城県スポーツ振興審議会の項を削る。

別表第二第二号の表中

障害児就学指導審議会	障害児就学指導審議会条例（昭和五十一年宮城県条例第二十七号）第一条の規定による障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学指導に関する重要事項の調査及び教育委員会に対する意見の調査等に関する事項。	特別支援教育支援室長
宮城県総合運動場指定管理者選定会	総合運動場条例（昭和五十六年宮城県条例第二号）第十九条の規定による総合運動場の管理させるもの指定管理者に指定しようとするもの選定に関すること。	スポーツ健康課

を

目次

ページ

附則

この規則は、公布の日から施行する。

障害児就学指導審議会	宮城県スポーツ推進審議会	宮城県総合運動場指定管理者選定会
障害児就学指導審議会条例（昭和五十一年宮城県条例第二十七号）第一条の規定による障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学指導に関する重要事項の調査及び教育委員会に対する意見の調査等に関する事項。	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定による地方スポーツ推進計画その他の調査審議に関する事項。	総合運動場条例（昭和五十六年宮城県条例第二号）第十九条の規定による総合運動場の管理させるもの選定に関すること。
特別支援教育支援室長	スポーツ健康課	

に改める。